

(別冊) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

介護報酬改定関係資料

平成24年2月23日(木)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
- 本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

平成24年度介護報酬改定関係の改正案について

【介護報酬改定に関する省令及び告示の改正案】

1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	1
2. 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	59
3. 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	65
4. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	109
5. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	157
6. 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	193
7. 厚生労働大臣が定める一単位の単価	205
8. 介護保険法施行規則	217
9. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	227
10. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	237
11. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	247
12. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	251
13. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	255
14. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	301
15. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	311
16. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	315
17. 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	319

【介護報酬改定に関する通知の改正案（原案）】

1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	323
2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	375
3. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	425

4. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	463
5. 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	505
6. 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	519
7. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について	535
8. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について	541
9. 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について	547
10. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	597
11. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	601
12. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	605